

京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う職員の配置に関する訓令

〔制定 昭和36.12.28 京都府警察本部訓令第20号〕

京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則（昭和36年京都府公安委員会規則第6号）施行の際、現に京都府警察の職員で次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられているものは、別に辞令を発せられない限り、昭和37年1月1日付をもつて、当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

市 警 察 部 交 通 第 一 課 兼 防 犯 部 交 通 第 一 課	警 ら 交 通 部 交 通 第 一 課
市 警 察 部 交 通 第 二 課 兼 防 犯 部 交 通 第 二 課	警 ら 交 通 部 交 通 第 二 課
市 警 察 部 警 ら 課 兼 防 犯 部 警 ら 課	警 ら 交 通 部 警 ら 課

附 則

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。